

寄附対象事業 基本目標（１）市のポテンシャルを生かした定住を推進します

基本的方向① 市のブランドイメージ向上

事業番号	事業名	内容
1	シティプロモーション事業	市民の定住及び市外の方の移住を促進するため、本市のイメージ・強みや魅力（ブランド）の現状調査分析、シティプロモーション戦略の策定、ポスター・ホームページの制作等を委託し、「暮らしたいまち」・「暮らし続けたいまち」としての本市の魅力を発信する。
2	ふるさと応援寄付推進事業	ふるさと応援寄付に係るポータルサイトを活用することで、市の魅力・特産品等のPRを拡大し、寄付金の増加、市内企業及び地域の活性化を図る。また、お礼品の新規展開を推進するとともに、お礼品や寄付金受領証明書等の発送、寄付者情報の管理等に係る事務の効率化を図る。
3	観光まちづくり事業	稲沢市観光協会がファシリテーターとなり、市民を始め多様な関係者による協働ネットワークで構成される観光まちづくりプラットフォーム「いなざわ観光まちづくりラボ」の運営と「いなざわ観光まちづくりラボ」が実施するプロジェクトを支援し、地域の多様な魅力を掘り起こし、稲沢市ならではの着地型観光メニューの創出や新たな観光・交流事業の推進、魅力の再発掘・再構築につなげていく。また、稲沢市観光協会を中心に、市民や関係機関・団体、民間事業者等との連携協働によって、本市ならではの観光メニューを生かした誘客促進を図り、適切な集客・販売ルートにより地域経済の活性化に向けた仕組みを構築していく。さらに、ターゲットを絞った戦略的な観光プロモーションを展開し、本市への来訪意欲を促すことで、消費意欲の喚起を図っていく。
4	トップアスリート交流等の連携事業	R2.6に豊田合成株式会社と締結した「スポーツ連携に関する包括協定」に基づき、同社に所属する国内トップリーグで活躍するスポーツクラブチームとの相互の連携・協力により地域の活性化を図る。また、この活動を基軸としたスポーツ振興を推進する。
5	安心・安全なまちづくり事業	安心・安全なくらしが送れるよう、防災、防犯、交通安全対策を強化する。防災では、災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害対応力、情報収集・伝達力、避難体制、自主防災力等の強化を図る。防犯では、地域とともに犯罪の発生抑制を図り、交通安全対策では、子ども・高齢者など歩行者を保護し、交通事故削減に向けた施策を展開する。
6	ゼロカーボン推進事業	2050年に温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、温室効果ガス排出量ゼロを推進する取組を実施する。

基本的方向② 名鉄国府宮駅周辺の再整備及び新たな住居系市街地の形成

事業番号	事業名	内容
7	名鉄国府宮駅周辺再整備事業	今後、リニア中央幹線の開業により、名古屋市への来訪者は飛躍的に増加すると考えられる。その方々が尾張・岐阜地方に訪問する時に現状の国府宮駅では良い印象を与られない。このため、高度利用をはじめ狭小な駅前広場の拡張、賑わいの創出に向けた整備を実施し、稲沢市に“一度訪れたい”“是非住みたい”とっていただけるような駅前の風景にする。
8	まちづくり推進事業	『稲沢市都市計画マスタープラン（第3次）』で都市拠点として位置付けられた名鉄国府宮駅及びJR稲沢駅周辺である稲島東地区、高御堂南地区、正明寺地区、国府地区において、公共交通や生活利便性を生かしたまちなかへの居住を促進する新たな市街地整備を図る。

寄附対象事業 基本目標（１）市のポテンシャルを生かした定住を推進します

基本的方向③ 地域コミュニティの維持

事業番号	事業名	内容
9	市街化調整区域内地区計画による定住促進事業	R2.8から運用を開始している「市街化調整区域内地区計画運用指針」に基づき、開発事業者からの申し出による地区計画を都市計画決定することで、市街化調整区域内であっても居住を可能とする。鉄道駅や支所・市民センターなど既存ストックが活用できる地域に地区計画を定めることで、住宅等の建築を可能にし、Uターンや親世帯との近居など市街化調整区域内での居住ニーズに応える。
10	稲沢市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例による定住促進事業	市街化調整区域は、原則、建築物を建築することができない区域ではあるが、許可を取得することにより建築可能となる。条例制定することで指定区域に誰でも住宅建築が可能となる許可基準を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> ・稲沢市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（令和元年12月27日公布、令和2年4月1日施行） ・条例第2条第1項に規定する市長が指定する土地の区域（稲沢市告示第5号 令和2年1月10日）
11	空家等対策事業	（空き家の位置情報収集事業） 適切な管理が行われず地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす特定空き家対策の基礎として、市内の空き家等の位置情報を収集・把握する。
		（空き家の利活用支援） 空き家対策として、H30.3に「稲沢市空家等対策計画」を策定し、H30.5に稲沢市空き家除却事業補助金交付要綱を定め、倒壊の危険度の高い空き家の除却工事に要する費用補助への取組みを開始した。 また、H31.2に愛知県宅地建物取引業協会等の各種専門団体と協定を締結し、相談体制の充実を図った。 R2に空き家の利活用を促進するため、所有者と買い手や借り手とのマッチングを目的とした空き家バンクを設置した。